（建築基準法の一部改正）

**第七条**　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「処理区域」の下に「（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）」を加え、「下水道法第二条第三号」を「同法第二条第三号」に改める。

（日本下水道事業団法の一部改正）

**第八条**　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

第三十一条中「第四条第六項」を「第四条第七項」に、「第二十五条の二十三第八項」を「第二十五条の二十三第七項」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

**第九条**　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「規定する処理区域」の下に「（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）」を加える。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

**第十条**　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

**第十一条**　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

**第十二条**　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十五条の二十三第七項」を「第二十五条の二十三第八項」に改める。

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

# 政　令

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第二百三十号**

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項ル及びヲ中「四万キロワット」を「二万キロワット」に、「三万キロワット」を「一万五千キロワット」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に環境影響評価法第三条の十第一項後段の規定による通知又は同法第四条第一項前段の規定による届出若しくは同項後段の規定による書面の作成若しくは同条第六項後段の規定による通知若しくは書面の作成（以下この項において「通知等」と総称する。）が行われた同法第二条第三項の第二種事業（以下この項において「第二種事業」という。）に該当していた同条第一項に規定する事業については、同日以後も引き続き、当該通知等が行われた第二種事業とみなして、同法の環境影響評価その他の手続に関する規定を適用する。

環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

---

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第二百三十一号**

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

| | |
|---|---|
| 沖縄 | 那覇空港<br>石垣空港 |

を

| | |
|---|---|
| 沖縄 | 那覇空港<br>下地島空港<br>石垣空港 |

に改める。

別表第三那覇空港の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 下地島空港 | 下地島空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域 |

**附　則**

この政令は、令和八年七月三十日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗